

(趣旨)

第1条 この規則は、倉敷市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成10年倉敷市条例第43号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(縦覧の場所等)

第2条 条例第4条第1項の縦覧の場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部環境施設室
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 条例第4条第2項の縦覧の期間のうち、倉敷市の休日を定める条例(平成元年倉敷市条例第40号)第1条第1項の市の休日には、次条の縦覧申込書は受け付けない。

(縦覧の手続)

第3条 条例第3条第1項の規定により縦覧に供された生活環境影響調査結果報告書を縦覧しようとする者(次条において「縦覧者」という。)は、所定の縦覧申込書に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第4条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 生活環境影響調査結果報告書を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 生活環境影響調査結果報告書を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の提出先等)

第5条 条例第8条第1項の意見書の提出先は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部環境施設室
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 条例第8条第2項の意見書には、次に掲げる事項を全て記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第41号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月29日規則第62号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第28号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第36号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月11日規則第76号)

この規則は、公布の日から施行する。